

1 法人化について

Q1-1 なぜ法人化するのですか？

A1-1 メリットが3つあります。

- ①社会的信用度がさらに高まります。
登記され、定款のもとで運営される法人は、任意団体と比べて高い社会的信用を享受できます。このことは、学会として様々な事業を行っていく上で有益です。
- ②学会名で法律行為(契約、雇用、売買、貸借)を行うことができます。
現行の任意団体では対外的な契約を学会長個人名で行わなければなりません。法人化をすることで団体名での契約が行え、学会の行為や構成員の責任・義務が法的に明確になります。その場合、各支部の意見を尊重し、公益性を担保するためにも法律に則り運営して参ります。
- ③透明性の高い会計処理を行えるので、信用が高まります。
公益法人会計基準に従って行うので正確性・透明性が増し、社会的信用が高まります。

Q1-2 法人化のデメリットは何ですか？

A1-2 法人化のデメリットは以下の2つあります。

- ①運営費用が増加します。
事務委託費用が増加します。また、税申告の依頼などで税理士費用も発生します。しかし、これらの費用は多額ではありませんし、透明性の高い運営を行う上で必要な経費だと考えます。
- ②組織の改編が必要になります。
法的な基準にあわせた組織に改編する必要があります。これは、本部のみの改変で済みます。支部にまで影響することは少ないと考えます。
これら①②は、学会としてのコンプライアンス(法令遵守)を高めるためには必要な費用であり手続きです。

Q1-3 なぜ「一般社団法人」を選んだのですか？

A1-3 学会が取り得る法人形態には、NPO法人、公益社団法人、一般社団法人などがあります。NPO法人は都道府県の認可が必要ですが、一般社団法人は会員の総意で登記できます。一般社団法人を経て、公益社団法人を目指します。

Q1-4 なぜ「公益社団法人」を目指すのですか？

A1-4 理由は3つあります。

- ①本学会の認知度が上がり教育相談の普及および発展につながります。
公益法人は国が認めた団体なので任意団体より信頼度が高まります。従って社会的活動がしやすくなり、教育相談を学びたい教員の受け皿になります。
- ②社会的活動ができます。
本学会が得意とする分野で、社会貢献ができます。その一つとして考えているのが教員免許更新講習です。公益法人になれば、本学会が得意とする教育相談の分野の教員免許更新講習ができます。教員免許更新講習は学会の会員向けの研修と兼ねてできます。さらに収入も得られるので事業遂行がしやすくなり、会員の社会的地位の向上につながります。さらに、公益法人は税制優遇措置が一般社団法人に比べ充実しています。
- ③講師にふさわしい会員がたくさんいます。
本学会の会員には教育相談の講師にふさわしい会員や、教員免許更新講習の講師になることが認められる会員がたくさんいます。会員の実力を発揮しながら社会貢献ができます。

Q1-5 目指す理由の一つに「教員免許更新講習」を挙げています。学会員全体のことを考えると、疑問があります。努力すべきことは、研修を充実させ、現場に役立つ活動をどのように広げていくかではないでしょうか。

A1-5 支部やブロックの活動を充実していただくために、ブロック研修への補助金の増額や学校教育基礎講座の新設などを図ってきました。さらに、「教員免許更新講習」を、現場に役立つ活動の一つとして挙げています。

Q1-6 どのような方針で本部の法人化の準備を進めていくのですか？

A1-6 現行学会の精神と同一です。定款や諸規則、組織、運営方法、会計などを関連法令等に合わせて見直しますが、現行の会則に埋め込まれた精神を最大限受け継ぎます。

Q1-7 信頼できる活動をどのように行っていますか。お金の使い方と規約・規則に則った運営を中心にどのように努力してきましたか。

A1-7 本部では飲食費・宿泊費・交通費等は、実費支給など節約に努めているところです。各専門委員会の運営経費等の基準につきましてはそれぞれの委員会に委ねられてきました。現在はその実情把握を進めているところで、今後は、統一した基準を作成し、専門家の意見も聞きながらより透明性の高い規程を作成しているところです。

Q1-8 学会名で法律行為(契約、雇用、売買、貸借)が出来るようになるのは本当ですか。支部の反対があっても「社員総会」で決定すれば進められるので、非常に不安で

す。社員総会での案が総会で否決されても社員総会で再度決めることが可能になります。民主的な運営が損なわれませんか。
A1-8 社員は会員の代表です。会員の意見を尊重して進めます。公益性を担保するためにも法律にのっとり進めます。

Q1-9 法人化に伴う主な変更点は？

A1-9 大きな変更点はありませんが、つぎのような扱いになります。
本部のみが法人化されますので、現行の役員選挙の方法を生かして本部役員を法人理事に、ブロック代表理事および全国理事が法人の社員となる仕組みを作ります。

Q1-10 法人化された場合、学会の名称は変わるのですか？

A1-10 本部だけが法人化しますが、名称は「一般社団法人 日本学校教育相談学会」となります。なお、公益法人化が認められた段階で「公益社団法人 日本学校教育相談学会」となります。

Q1-11 具体的に会計処理はどのようになるのですか？

A1-11 次のようになります。
①本部のみの法人化なので、支部の会計に関しては変わりません。
②独立採算制をとっていた研修委員会と認定委員会の会計は、本部会計に一本化します。また、各委員会に関しては、毎月の報告を前提とします。その月に活動や会計支出があった場合には決められた期日までに本部に報告します。
③会計処理の方法は法令に基づき処理します。
そのため、「旅費規程」や「会議規程」等を策定し、必ず領収書を提出するなど透明性や経費節減につとめます。

Q1-12 会計処理が複雑になる可能性もあるのではないのでしょうか。

A1-12 本部の会計処理が厳格になるだけです。支部は現状の会計処理でよいので、影響はありません。

Q1-13 どのような法人化を進めていく計画ですか？

A1-13 平成30年の東京大会で「本部の法人化」の原案を示し、順次進めて行きます。

2 会員について

Q2-1 学会本部を法人化すると、一般の会員に影響はありますか？

A2-1 自動的に法人の会員となります。

Q2-2 法人化に合わせて会費は変わりますか？

A2-2 会費は変わりません。ただ、会費の振込先が法人名義の口座になります。

Q2-3 正会員、学生会員等の種別は変わりますか？

A2-3 変わりません。

3 総会・研究大会について

Q3-1 従来の総会・研究大会から変わることはありますか？

A3-1 学会の総会・研究大会は従来通り会員対象に開催されます。なお、法人の意思決定は社員総会で行うことが法令で決められています。しかし、法人の意思決定を行う社員は、学会の役員で構成されるので、従来の総会での意思決定をふまえる形で決定されます。

4 学会運営について

Q4-1 現行支部組織と運営に変更はありますか？

A4-1 現在の支部活動を尊重します。

Q4-2 支部還元金や支部への研修会の補助金は続けられますか。特定団体への利益提供となり公益社団法人の順守事項に触れませんか。

A4-2 会員からの会費のうち支部還付金相当額は、「預り金」扱いとしますので利益提供にはなりません。現状の補助金は、研修事業費の扱いで研修会開催費として処理しますので、続けられます。

Q4-3 法令に従った会計報告が求められるとのことですが、支部活動として制限を受けることや法令に従った会計報告とはどういうことでしょうか。

A4-3 誤解を招く表現になったことをお詫びいたします。支部活動は従来そのまま進めてください。会計報告は、従来通りの支部活動報告でかまいません。

Q 4-4 会計年度が3/31で終了となれば、6月中に社員総会を開くことになるので、総会で意見を聞くには、遅くとも6月中旬には総会の開催が必要ではないでしょうか。

A 4-4 現状の8月総会以外にも、ご意見をお聞かせいただく方法を検討しています。

Q 4-5 支部で討議する時間を充分にとってほしい。

A 4-5 充分にご検討いただければと願っています。そのための資料として、定款案やQ&Aを配付・HP掲載しているところです。ご協力をよろしくお願いいたします。

5 法人化した後、任意団体に戻すには？

Q 5-1 法人化したのち再び任意団体に戻すことはできますか？

A 5-1 手続きとしてはできます。

Q 5-2 法人をやめて任意団体に戻す際は、解散登記の費用がかかると同時に、今まで積み立ててきた本部と専門部の積立金を地方公共団体等に寄付することが義務づけられています。財産損失の責任はどうなるのでしょうか。

A 5-2 法人を辞めるときの財産は、一般法人の場合は、学会本部（法人）から出資者（学会）に戻すことができます。公益法人の場合は国に寄付するのでもどってきません。そこで、学会本部が公益法人を辞める前に、計画的に事業として（残額がないように）使い切ってしまうことで損失を防ぎます。

6 定款案の修正提案とその回答について

Q 6-1 第2条 この法人は、主たる事務所を法人事務局を設置する住所に置く。

A 6-1 法律で書き方が決まっているので、定款に示した通りになります。

Q 6-2 第5条（2）学生会員 学部学生 条件を満たしていると認めた者

A 6-2 この通りに修正します。

Q 6-3 第24条 法人役員は、無報酬とする。ただし、報酬を出さざるを得ない事態が生じた場合は、社員総会で決議するものとする。（将来的に「業務執行理事」の日常的な仕事内容が増加した場合等を考えて。）

A 6-3 定款に示した通り（第24条 法人役員は、無報酬とする。）とします。ただし、実働に対する対価はこれを保証する方向で検討しています。

Q 6-4 第31条 第3項を追加し、次の内容を挿入する。

3 業務の執行に当たっては、本学会の「会則」、「倫理規程」は勿論のこと、「旅費・宿泊に関する規程」、「飲食に関する規程」、「専門部等の運営規程」等を尊重するものとする。

A 6-4 規程については、定款には載せませんが、内規として載せます。